

5月から戸籍・住民票請求の際に窓口での「本人確認」が必要に、代理人などの場合は委任状が必要です!!

平成20年5月1日から、証明書の不正取得を防ぐために、戸籍法および住民基本台帳法が改正されました。それに伴い、戸籍や住民票などの証明書を交付請求する際に、窓口に来られた方について、運転免許証や写真付き住基カードなど（官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）で、本人確認をさせていた、だくことになりました。

つきましては、窓口で本人確認書類をご提示いただきますようお願いいたします。

なお、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証などを複数ご提示ください。

また、代理請求の方については、さらに委任状などの書面の提出により代理権限の確認も行います。

お問い合わせは、市民生活課（市役所1階 ☎32・2112）まで。

水質汚濁防止に関する届出について

平成20年4月1日より徳島県権限移譲推進要綱に基づき、公害関係に関して次の事項の届出先が本市になりました。市を経由して県の担当課へ書類が送付されます。（経由事務）

- ▼特定施設の設置・変更の届出等
- ▼汚水等排出施設の設置・変更の届出等
- ▼公害防止管理者の選任・解任の届出等（水質関係）

お問い合わせは、市民生活環境課（市役所4階 ☎32・2147）まで。

市役所からの5月の月末支払日 5月28日・29日・30日の 3日間 《年度末窓口》

市役所からの一般の支払日は、毎月末の2日間（土・日・祝除く）となっておりますが、5月は、平成19年度の出納閉鎖のため、通常の月末の2日間ではなく次の3日間とします。

【支払日時】5月28日（水）、29日（木）、30日（金）の3日間。午前9時から正午まで。午後1時から3時まで。（時間厳守）

【支払場所】市会計課（市役所1階、☎32・2116）まで。

障害者の方の悩みや不安をサポート

小松島市では、事業所等に委託し、障害者やその家族等からの相談に応じ、専門の支援員や障害者自身が悩み事に関する相談支援や様々な福祉サービス利用手続のサポートなどを行います。悩みや不安がある方は、ぜひお電話ください。

■次の3事業所では、専門の支援員が相談支援を行います。

- ひのみね総合療育センター（☎32・0903）
- シーズ（阿南市）（☎0884・24・3366）
- こなん（阿南市）（☎0884・21・1312）

■次の3団体では、障害者自身が相談支援を行います。

- 徳島県手をつなぐ育成会（☎088・631・2722）
- 徳島県身体障害者連合会（☎088・631・6266）
- 徳島県精神障害者家族連合会（☎088・654・6610）

ポンスターバンク

小松島けいりん



ポンスター

— 電話投票番号 73 号 —

- ▼第2回前節（FII）
- 5月5日（祝・6日（振替）・7日（水）
- 《松山（FI）10Rから併売》
- ▼全プロ（奈良）場外
- 5月9日（金・10日（土）
- ▼第2回後節（FI）
- 5月12日（月・13日（火・14日（水）
- ▼宇都宮記念（GIII）場外
- 5月17日（土・18日（日・19日（月・20日（火）
- ▼大垣記念（GIII）場外
- 5月22日（木・23日（金・24日（土・25日（日）
- ▼高松（FI）場外
- 5月27日（火・28日（水・29日（木）
- ▼高松宮記念杯（GI）場外
- 5月31日（土）
- 6月1日（日・2日（月・3日（火）
- ▽江田前売SC・7時20分から発売
- ▽サテライト鴨島・7時30分から発売